

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

基金の名称		国民健康保険財政安定化基金	
基金設置法人名		滋賀県	
基金の額		今回造成額	603,221千円
		造成完了時における残高	2,838,245千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	2,909千円
		造成完了時における残高	2,021,607千円
今回造成をした年月日		令和7年3月31日	
基金事業等の概要		国民健康保険の財政の安定化を図るために、国民健康保険法の規定に基づき、市町において保険料(税)の収納不足が生じた場合の貸付・交付事業や保険料(税)の著しい上昇を抑制するための財政調整事業を行う。 ※国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第81条の2第1項の規定に基づいて設ける財政安定化基金	
基金事業等を終了する時期		終了する時期は設定されていない。 (法令の規定による。)	
基金事業等の目標		国民健康保険の財政の安定的な運営を図ること	